

用語の解説

(1) 産業

日本標準産業分類に定める産業をいう。ただし、一部の類似した中分類については合併し、本調査独自の名称をつけ、それぞれ一つの産業として取り扱っている。この場合に用いた略称は、次のとおりである。

日本標準産業分類による名称	略 称
(全国、都道府県別共通) I 50～55 各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業	I 50～55 卸売業
I 56～61 各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業	I 56～61 小売業

産業の決定は、調査事業所の主要な生産品の名称又は事業の内容によって、日本標準産業分類の原則に基づいて行っており、産業の収録一覧は「集計産業一覧表」のとおりである。

(注) 本調査の産業分類の基準となっている日本標準産業分類は、昭和26年4月、28年3月、29年2月、32年5月、38年1月、42年5月、47年3月、51年5月、59年1月、平成5年10月、14年3月、19年11月及び25年10月に改定されており、それに基づく若干の変更があるので、時系列比較をする際には特に注意を要する。

(2) 企業規模

調査労働者の属する企業の大きさをいい、その企業に雇用されている全常用労働者数によって区分している。

(3) 労働者

ここにいう労働者とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条にいう労働者（ただし、船員法第1条の規定による船員は調査の対象から除外している。）をいい、「常用労働者」と「臨時労働者」に区分している。

(注) 法人、団体、組合の代表又は執行機関である重役でも、業務執行権や代表権をもたず、工場長、部長などの役職にあつて、一般の労働者と同じ給与規則によって給与を受ける場合には、労働者としている。また、家族従業者でも、他の労働者とほぼ同じように勤務し、同じような給与を受けている場合には、労働者としている。

ア 常用労働者

常用労働者とは、次の各号のいずれかに該当する

労働者をいう。

(ア) 期間を定めずに雇われている労働者

(イ) 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

イ 臨時労働者

臨時労働者とは、「ア 常用労働者」に該当しない労働者（日々又は1か月未満の期間を定めて雇われている労働者）をいう。

(4) 雇用形態

常用労働者のうち、「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」の別、「雇用期間の定め無し」と「雇用期間の定め有り」の別、及び「臨時労働者」をいう。

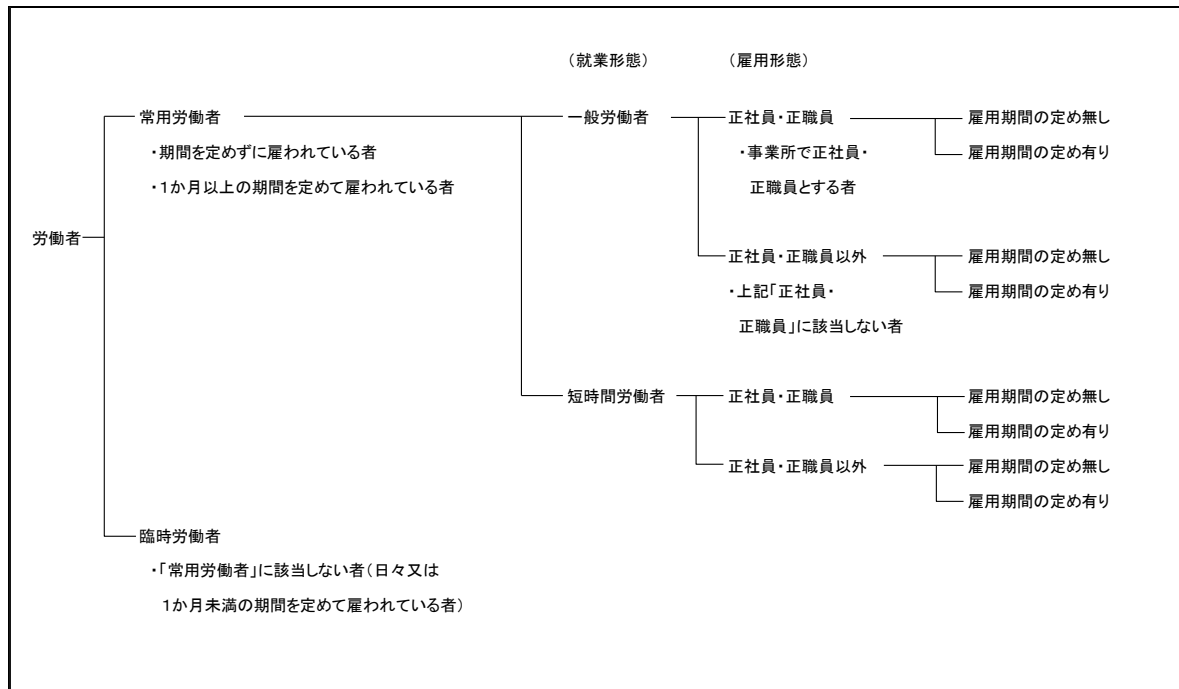
(5) 就業形態

常用労働者のうち、「一般労働者」と「短時間労働者」の別をいう。

一般労働者とは、短時間労働者に該当しない通常の所定労働時間・日数の労働者をいう。

短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

雇用形態と就業形態の関係図



(6) 学歴

学校卒業その他これに準ずる経歴のうち最も程度の高いものをいう。

ここにいう学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）にいう学校又はこれに準ずるものをいう。

現在就学中の者及び中途退学した者は、それ以前に卒業又は修了した課程によることとし、余暇就学などによって入社時の学歴よりも程度の高い学歴を取得した場合には、その学歴によっている。

学歴は、中学、高校、専門学校、高専・短大、大学、大学院及び不明に分けている。それぞれの区分に含めた学歴の程度を具体的に述べれば、次のとおりである。

ア 中学

小学校令による小学校（旧制）卒業、国民学校令による国民学校卒業、学校教育法による中学校（新制）卒業など通算修業年限がおおむね9年以下の学歴をいう。

イ 高校

中等学校令による中学校（旧制）卒業又は学校教育法による高等学校（新制）卒業など通算修業年限がおおむね12年程度の学歴をいう。

ウ 専門学校

学校教育法による高等学校卒業を入学資格とする専修学校のうち、修業年限2年以上の専門課程卒業の学歴をいう。

エ 高専・短大

高等学校令による高等学校（旧制）高等科卒業、学校教育法による短期大学、旧制専門学校で修業年限が3年以上6年未満の卒業者又は高等専門学校卒業等通算修業年限がおおむね14年程度の学歴をいう。

オ 大学

大学令又は学校教育法による大学卒業、大学院卒業等通算修業年限がおおむね16年程度である学歴をいう。なお、修業年限が6年の大学（医学部・歯学部・薬学部等）の卒業者を含む。

カ 大学院

大学令又は学校教育法による大学院卒業等通算修業年限がおおむね18年又はこれ以上である学歴をいう。

キ 不明

事業所で労働者の最終学歴を把握していない場合又は最終学歴の回答がないものをいう。

(7) 新規学卒者

調査対象期日現在に雇用している一般労働者のうち、原則として、調査年3月に学校等を卒業している者をいう。

(8) 年齢

調査対象期日現在の満年齢をいう。（1年未満の端数は切り捨てている。）

(9) 勤続年数

労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数をいう。（1年未満の端数は切り捨てている。）

勤続年数の算定は、次の原則によっている。

ア 試の使用期間、見習期間などは勤続年数に含める。

イ 休職期間は勤続年数から除外する。

ウ 解雇され、又は退職してから同じ企業に再雇用された場合には、以前雇用されていた期間を通算して

勤続年数に加える。

エ 企業の名義変更、分割合併等によって名称が変わり、形式的に解雇、再雇用の手続きが行われても、実質的に継続して勤務した場合には、前後の年月数を通算する。

オ 出向労働者の勤続年数は、出向元も通算する。

(10) 役職

労働者が従事している役職で調査対象となっている役職をいう。

役職の具体的な分類は、次の原則によっている。

ア 一人の労働者の行っている仕事が二つの役職にまたがる場合には、仕事の内容と責任の程度からみて重要な役職へ分類する。判断困難の場合には、労働時間の長い方へ分類する。

イ 事業所で使われている役職の名称が、ここで用いている名称と異なっている場合、あるいは全く同一でなくても、種類と程度がほぼ同一と思われる場合には、ここで用いている名称の役職として取扱う。

事業所で使われている役職の名称が、ここで用いている名称と同一であっても、その内容が異なる場合には、ここで用いている名称の役職として取扱わない。

なお、役職の回答がないものは「非役職」として集計している。

(11) 職種

労働者が従事している職種をいう。

職種の具体的な分類は、次の原則によっている。

ア 一人の労働者の行っている仕事が二つ以上の職種にまたがる場合には、仕事の内容と責任の程度からみて重要な職種へ分類する。判断困難の場合には、労働時間の長い方へ分類する。

イ 事業所で使われている職種の名称が、ここで用いている名称と異なっている場合、あるいは全く同一でなくても、種類と程度がほぼ同一と思われる場合には、ここで用いている名称の職種として取扱う。

事業所で使われている職種の名称が、ここで用いている名称と同一であっても、その内容が異なる場合には、ここで用いている名称の職種として取扱わない。

なお、職種の回答がないものは「不詳」として集計している。

(12) 経験年数

調査対象期日現在の職種の仕事に従事した年数をいう。経験年数の算定は、次の原則によっている。

ア 過去において調査対象期日現在の職種の仕事に従事した年数は、すべて通算する。ただし、休職期間は除く。

イ 自動車運転者、看護師などのように、免許を必要

とする職種は、免許取得後実際にその職種の仕事に従事した年数をもって経験年数とする。

なお、経験年数の回答がないものは、「勤続年数」と同じとして集計している。

(13) 実労働日数

労働者が調査対象期間中に実際に労働した日数をいう。実際に労働しなかった日は、たとえ有給であっても、労働日数には入れていない。1日の労働時間が1時間であっても、その日は1日として計算し、交替制の守衛、タクシーの運転者等が、午後10時に出勤して午前6時まで労働したような場合には、2日と計算し、さらにその日の午後10時に出勤し、翌日の午前6時まで労働したような場合には、通算して3日と計算している。

(14) 所定内実労働時間数

総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいう。したがって、事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間において、1日の労働時間ではなく、調査対象期間中に実際に労働した時間数を示す。

1か月間の所定内実労働時間数を合計して、1時間未満の端数がある場合には、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てている。

(15) 超過実労働時間数

事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間以外に実際に労働した時間数及び所定休日において実際に労働した時間数をいう。

(16) 1日当たり所定内実労働時間数

労働者ごとに所定内実労働時間数を実労働日数で除したものである。1時間未満の端数がある場合には、小数点以下第2位を四捨五入して求めている。

(17) 1日当たり超過実労働時間数

労働者ごとに超過実労働時間数を実労働日数で除したものである。1時間未満の端数がある場合には、小数点以下第2位を四捨五入して求めている。

(18) きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。

現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含まれる。1か月を超え、3か月以内の期間で算定される給与についても、6月に支給されたものは含まれ、遅払いなどで支払いが遅れても、6月分とな

現金給与のみであり、現物給与は含んでいない。

(19) 1時間当たりきまって支給する現金給与額

労働者ごとにきまって支給する現金給与額を所定内実労働時間数と超過実労働時間数を足した時間数で除したものである。円未満の端数がある場合には、円未満を四捨五入している。

(20) 所定内給与額

きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。

超過労働給与額とは、次の給与の額をいう。

ア 時間外勤務手当 所定労働日における所定労働
時間外労働に対して支給される給与

イ 深夜勤務手当 深夜の勤務に対して支給される
給与

ウ 休日出勤手当 所定休日の勤務に対して支給される給与

エ 宿日直手当 本来の職務外としての宿日直勤務
に対して支給される給与

オ 交替手当 臨時に交替制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交替勤務給など、労働時間の位置により支給される給与

(21) 1時間当たり所定内給与額

労働者ごとに所定内給与額を所定内実労働時間数で除したものである。円未満の端数がある場合には、円未満を四捨五入している。

(22) 年間賞与その他特別給与額

昨年１年間（調査前年の１月から１２月までの１年間。ただし、調査前年の１月２日以降において雇用された調査労働者のうち、７月１日以前に雇用されたものについては、雇用の日から１年間、７月２日以降に雇用されたものについては、雇用の日から調査年の６月３０日までの期間）における賞与、期末手当（いわゆるボーナス）等の特別に支払われた給与の合計額をいう。

年間賞与その他特別給与額には、一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた労働契約や就業規則等によらないで支払われた給与又は労働協約あるいは就業規則によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、算定期間が3か月を超えて支払われる給与の額および支給事由の発生が不確定なもの、新しい協約によって過去にさかのぼって算定された給与の追給額も含まれる。

(23) 在留資格

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)
別表第1の上欄(特定技能の在留資格にあっては、2
の表の特定技能の項の下欄に掲げる第1号又は第2
号の区分を含む。)及び別表第2の上欄の在留資格を

いう。

ただし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者は除く。

(24) 労働者数

本調査は抽出調査であり、労働者数は、調査した労働者の数に復元倍率を乗じて復元した数である。

(25) 標準労働者

標準労働者とは、学校卒業後直ちに企業に就職し、同一企業に継続勤務しているとみなされる労働者としている。具体的には、学歴別に次の条件に該当する者とした。

標準労働者の学歴	条 件	
	年齢から勤続年数を差し引いた数	最 終 学 歴
中 学	15	中学
高 校	18	高校
専 門 学 校	20	専門学校
高 専 ・ 短 大	20	高専・短大
大 学	22、23	大学
大 学 院	24、25	大学院

(26) 特性値

労働者を賃金の低い者から高い者へと、一列に並べてとった分位数及び分散係数のことである。

ア 分位数を図示すれば、次のとおりである。

(ア) 第1・十分位数…十等分し、低い方から最初の
節の者の賃金

第1·十分位数

低 高

(イ) 第1・四分位数…四等分し、低い方から最初の節の者の賃金

第1·四分位数

低 高

(ウ) 中位数……………二等分し、真ん中の節の者の賃金

低 高

中位数

(エ) 第3・四分位数…四等分し、高い方から最初の
節の者の賃金

低  高

(オ) 第9・十分位数…十等分し、高い方から最初の
節の者の賃金

第9・十分位数

低  高

イ 分散係数とは、分布の広がりを示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。一般に、その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。

$$(ア) \text{ 四分位分散係数} = \frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

$$(イ) \text{ 十分位分散係数} = \frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

(注) 昭和56年報告以前は中位数を分母としている。

集計産業一覧表

(1) 全国集計、大・中分類（企業規模10人以上）

産業計 C 鉱業，採石業，砂利採取業 D 建設業 * D06 総合工事業 * D07 職別工事業（設備工事業を除く） * D08 設備工事業 E 製造業 * E09 食料品製造業 * E10 飲料・たばこ・飼料製造業 * E11 繊維工業 * E12 木材・木製品製造業（家具を除く） * E13 家具・装備品製造業 * E14 パルプ・紙・紙加工品製造業 * E15 印刷・同関連業 * E16 化学工業 * E17 石油製品・石炭製品製造業 * E18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） * E19 ゴム製品製造業 * E20 なめし革・同製品・毛皮製造業 * E21 窯業・土石製品製造業 * E22 鉄鋼業 * E23 非鉄金属製造業 * E24 金属製品製造業 * E25 はん用機械器具製造業 * E26 生産用機械器具製造業 * E27 業務用機械器具製造業 * E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 * E29 電気機械器具製造業 * E30 情報通信機械器具製造業 * E31 輸送用機械器具製造業 * E32 その他の製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 * F33 電気業 * F34 ガス業 * F35 熱供給業 * F36 水道業 G 情報通信業 * G37 通信業 * G38 放送業 * G39 情報サービス業 * G40 インターネット附随サービス業 * G41 映像・音声・文字情報制作業 H 運輸業，郵便業 * H42 鉄道業 * H43 道路旅客運送業 * H44 道路貨物運送業 * H45 水運業 * H46 航空運輸業 * H47 倉庫業 * H48 運輸に附帯するサービス業 * H49 郵便業（信書便事業を含む） I 卸売業，小売業 * I50～55 卸売業 * I50 各種商品卸売業 * I51 繊維・衣服等卸売業 * I52 飲食料品卸売業 * I53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業 * I54 機械器具卸売業 * I55 その他の卸売業	* I56～61 小売業 * I56 各種商品小売業 * I57 織物・衣服・身の回り品小売業 * I58 飲食料品小売業 * I59 機械器具小売業 * I60 その他の小売業 * I61 無店舗小売業 J 金融業，保険業 * J62 銀行業 * J63 協同組織金融業 * J64 貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関 * J65 金融商品取引業，商品先物取引業 * J66 補助的金融業等 * J67 保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む） K 不動産業，物品賃貸業 * K68 不動産取引業 * K69 不動産賃貸業・管理業 * K70 物品賃貸業 L 学術研究，専門・技術サービス業 * L71 学術・開発研究機関 * L72 専門サービス業（他に分類されないもの） * L73 広告業 * L74 技術サービス業（他に分類されないもの） M 宿泊業，飲食サービス業 * M75 宿泊業 * M76 飲食店 * M77 持ち帰り・配達飲食サービス業 N 生活関連サービス業，娯楽業 * N78 洗濯・理容・美容・浴場業 * N79 その他の生活関連サービス業 * N80 娯楽業 O 教育，学習支援業 * O81 学校教育 * O82 その他の教育，学習支援業 P 医療，福祉 * P83 医療業 * P84 保健衛生 * P85 社会保険・社会福祉・介護事業 Q 複合サービス事業 * Q86 郵便局 * Q87 協同組合（他に分類されないもの） R サービス業（他に分類されないもの） * R88 廃棄物処理業 * R89 自動車整備業 * R90 機械等修理業（別掲を除く） * R91 職業紹介・労働者派遣業 * R92 その他の事業サービス業 * R93 政治・経済・文化団体 * R94 宗教 * R95 その他のサービス業 *産業計（民・公営計） *F 電気・ガス・熱供給・水道業（民・公営計） * F33 電気業（民・公営計） * F34 ガス業（民・公営計） * F36 水道業（民・公営計） *H 運輸業，郵便業（民・公営計） * H42 鉄道業（民・公営計） * H43 道路旅客運送業（民・公営計）
---	---

(2) 全国集計、大分類（企業規模5～9人）

* 産業計 * C 鉱業、採石業、砂利採取業 * D 建設業 * E 製造業 * F 電気・ガス・熱供給・水道業 * G 情報通信業 * H 運輸業、郵便業 * I 卸売業、小売業 * J 金融業、保険業	* K 不動産業、物品賃貸業 * L 学術研究、専門・技術サービス業 * M 宿泊業、飲食サービス業 * N 生活関連サービス業、娯楽業 * O 教育、学習支援業 * P 医療、福祉 * Q 複合サービス事業 * R サービス業（他に分類されないもの）
--	---

(3) 都道府県別集計（企業規模10人以上）

* 産業計 * C 鉱業、採石業、砂利採取業 * D 建設業 * E 製造業 * E09 食料品製造業 * E10 飲料・たばこ・飼料製造業 * E11 繊維工業 * E12 木材・木製品製造業（家具を除く） * E13 家具・装備品製造業 * E14 パルプ・紙・紙加工品製造業 * E15 印刷・同関連業 * E16 化学工業 * E18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） * E19 ゴム製品製造業 * E21 窯業・土石製品製造業 * E22 鉄鋼業 * E23 非鉄金属製造業 * E24 金属製品製造業 * E25 はん用機械器具製造業 * E26 生産用機械器具製造業 * E27 業務用機械器具製造業 * E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 * E29 電気機械器具製造業 * E30 情報通信機械器具製造業 * E31 輸送用機械器具製造業 * E32 その他の製造業	* F 電気・ガス・熱供給・水道業 * G 情報通信業 * G39 情報サービス業 * H 運輸業、郵便業 * I 卸売業、小売業 * I50～55 卸売業 * I56～61 小売業 * J 金融業、保険業 * K 不動産業、物品賃貸業 * L 学術研究、専門・技術サービス業 * L72 専門サービス業（他に分類されないもの） * L73 広告業 * M 宿泊業、飲食サービス業 * M75 宿泊業 * N 生活関連サービス業、娯楽業 * N80 娯楽業 * O 教育、学習支援業 * O81 学校教育 * O82 その他の教育、学習支援業 * P 医療、福祉 * P83 医療業 * Q 複合サービス事業 * R サービス業（他に分類されないもの） * R91 職業紹介・労働者派遣業 * R92 その他の事業サービス業
--	--

(4) 都道府県集計（企業規模5～9人）

* 産業計 * C 鉱業、採石業、砂利採取業 * D 建設業 * E 製造業 * F 電気・ガス・熱供給・水道業 * G 情報通信業 * H 運輸業、郵便業 * I 卸売業、小売業 * J 金融業、保険業	* K 不動産業、物品賃貸業 * L 学術研究、専門・技術サービス業 * M 宿泊業、飲食サービス業 * N 生活関連サービス業、娯楽業 * O 教育、学習支援業 * P 医療、福祉 * Q 複合サービス事業 * R サービス業（他に分類されないもの）
--	---

(注) 1) *の産業は「賃金構造基本統計調査報告」（報告書）に収録されていない。

2) 短時間労働者の集計は、産業大分類のみである。

集計役職区分及び集計職種区分一覧表

(1) 集計役職区分一覧表

役職計	部長級	課長級	係長級	職長級(鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業, 製造業のみ)	非役職
※調査票の役職区分には、上記の集計区分の他に「その他の役職」がある。					
※「役職計」は「その他の役職」を含み、「非役職」は含まない。					

(2) 集計職種区分一覧表

職種 (小分類)	職種 (大分類)	職種 (小分類)	職種 (大分類)
1031 管理的職業従事者	*管理的職業従事者	1191 幼稚園教員, 保育教諭	* 専門的・技術的職業従事者 (続き)
1051 研究者	* 専門的・技術的職業従事者	1192 小・中学校教員	
1072 電気・電子・電気通信技術者 (通信ネットワーク技術者を除く)		1194 高等学校教員	
1073 機械技術者		1196 大学教授(高専含む)	
1074 輸送用機器技術者		1197 大学准教授(高専含む)	
1076 金属技術者		1198 大学講師・助教(高専含む)	
1077 化学技術者		1199 その他の教員	
1091 建築技術者		1201 宗教家	
1092 土木技術者		1211 著述家, 記者, 編集者	
1093 測量技術者		1221 美術家, 写真家, 映像撮影者	
1101 システムコンサルタント・設計者		1224 デザイナー	
1104 ソフトウェア作成者		1231 音楽家, 舞台芸術家	
1109 その他の情報処理・通信技術者		1244 個人教師	
1119 他に分類されない技術者		1249 他に分類されない専門的職業従事者	
1121 医師		1251 庶務・人事事務員	* 事務従事者
1122 歯科医師		1253 企画事務員	
1123 獣医師		1254 受付・案内事務員	
1124 薬剤師		1255 秘書	
1131 保健師		1256 電話応接事務員	
1132 助産師		1257 総合事務員	
1133 看護師		1259 その他の一般事務従事者	
1134 准看護師		1261 会計事務従事者	
1141 診療放射線技師		1271 生産関連事務従事者	
1143 臨床検査技師		1281 営業・販売事務従事者	
1144 理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士, 視能訓練士		1291 外勤事務従事者	* 販売従事者
1146 歯科衛生士		1301 運輸・郵便事務従事者	
1147 歯科技工士		1311 事務用機器操作員	
1151 栄養士		1321 販売店員	
1159 その他の保健医療従事者		1324 その他の商品販売従事者	
1163 保育士		1331 販売類似職業従事者	
1168 介護支援専門員 (ケアマネージャー)		1344 自動車営業職業従事者	
1169 その他の社会福祉専門職業従事者		1345 機械器具・通信・システム営業 職業従事者(自動車を除く)	
1173 法務従事者		1346 金融営業職業従事者	
1181 公認会計士, 税理士		1347 保険営業職業従事者	
1189 その他の経営・金融・保険 専門職業従事者		1349 その他の営業職業従事者	

職種（小分類）	職種（大分類）	職種（小分類）	職種（大分類）
1361 介護職員(医療・福祉施設等)	* サービス職業従事者	1551 はん用・生産用・業務用機械器具・電気機械器具整備・修理従事者	* 生産工程従事者(続き)
1362 訪問介護従事者		1553 自動車整備・修理従事者	
1371 看護助手		1554 その他の機械整備・修理従事者	
1379 その他の保健医療サービス職業従事者		1561 製品検査従事者(金属製品)	
1381 理容・美容師		1571 製品検査従事者(金属製品を除く)	
1383 美容サービス・浴場従事者(美容師を除く)		1581 機械検査従事者	
1385 クリーニング職、洗張職		1591 画工、塗装・看板制作従事者	
1391 飲食物調理従事者		1592 製図その他生産関連・生産類似作業従事者	
1403 飲食物給仕従事者		1601 鉄道運転従事者	* 輸送・機械運転従事者
1404 航空機客室乗務員		1611 バス運転者	
1405 身の回り世話従事者		1612 タクシー運転者	
1406 娯楽場等接客員		1613 乗用自動車運転者(タクシー運転者を除く)	
1411 居住施設・ビル等管理人		1614 営業用大型貨物自動車運転者	
1421 その他のサービス職業従事者		1615 営業用貨物自動車運転者(大型車を除く)	
1453 警備員	* 保安職業従事者	1616 自家用貨物自動車運転者	
1459 その他の保安職業従事者		1619 その他の自動車運転従事者	
1461 農林漁業従事者	* 農林漁業従事者	1624 航空機操縦士	* 建設・採掘従事者
1491 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者	* 生産工程従事者	1631 車掌	
1492 鋳物製造・鍛造従事者		1639 他に分類されない輸送従事者	
1493 金属工作機械作業従事者		1641 発電員、変電員	
1494 金属プレス従事者		1643 クレーン・ウインチ運転従事者	
1495 鉄工、製缶従事者		1645 建設・さく井機械運転従事者	
1496 板金従事者		1649 その他の定置・建設機械運転従事者	
1497 金属彫刻・表面処理従事者		1651 建設躯体工事従事者	* 建設・採掘従事者
1498 金属溶接・溶断従事者		1661 大工	
1499 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)		1666 配管従事者	
1501 化学製品製造従事者		1669 その他の建設従事者	
1502 窯業・土石製品製造従事者		1671 電気工事従事者	
1503 食料品・飲料・たばこ製造従事者		1681 土木従事者、鉄道線路工事従事者	
1505 繊維・衣服・繊維製品製造従事者		1691 ダム・トンネル掘削従事者、採掘従事者	
1506 木・紙製品製造従事者		1702 船内・沿岸荷役従事者	* 運搬・清掃・包装等従事者
1507 印刷・製本従事者		1703 その他の運搬従事者	
1508 ゴム・プラスチック製品製造従事者		1711 ビル・建物清掃員	
1509 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)		1712 清掃員(ビル・建物を除く)、廃棄物処理従事者	
1511 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者		1721 包装従事者	
1512 電気機械器具組立従事者		1739 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	
1513 自動車組立従事者		不詳	* 不詳
1514 その他の機械組立従事者		注) *は報告書に収録されていない。	

在留資格区分表

在留資格区分	在留資格
外国人労働者	
専門的・技術的分野 (特定技能を除く)	教授 芸術 宗教 報道 高度専門職 経営・管理 法律・会計業務 医療 研究 教育 技術・人文知識・国際業務 企業内転勤 介護 興行 技能
特定技能	特定技能 1 号 特定技能 2 号
身分に基づくもの	永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者
技能実習	技能実習
留学（資格外活動）	留学
その他 (特定活動及び留学以外の資格外活動)	文化活動 短期滞在 研修 家族滞在 特定活動

(注) 特別永住者及び外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。